

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する<u>総合政策部政策推進課、地域振興部地域企画室</u>及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、<u>総務部総務室</u>並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 管理主幹等 岩手県知事部局行政組織規則<u>第94条第1項</u>の表に規定する管理主幹（<u>広域振興局</u>にあつては、総務部長）をいう。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>(収入金の払込み)</p> <p>第22条 会計管理者等は、収入金を領収したときは、当日又は翌日に払込票（様式第23号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収する収入金が少額であると見込まれる場合であつて、あらかじめ出納局長と協議し、その承認を受けたときは、領収の日の翌日から起算して5営業日以内に、指定金融機関等に払い込むことができる。</p> <p>(収納後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 県税及びこれに附帯する収入金の収納を委任された<u>広域振興局税務部若しくは総合支局地域支援部又は地方振興局税務部若しくは企画総務部</u>（第176条第1項において「<u>税務部等</u>」という。）の出納員は、第134条から第140条まで及び第155条の規定により指定金融機関から領収済通知書、領収証書又は振替収納済通知票の送付又は指定金融機関等から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたと</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する<u>秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室</u>及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 管理主幹等 岩手県知事部局行政組織規則<u>第78条第1項</u>の表に規定する管理主幹（<u>県南広域振興局</u>にあつては、総務部長）をいう。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>(収入金の払込み)</p> <p>第22条 会計管理者等は、収入金を領収したときは、当日又は翌日に払込票（様式第23号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収する収入金が少額であると見込まれる場合であつて、あらかじめ出納局長と協議し、その承認を受けたときは、領収の日の翌日から起算して<u>指定金融機関等の</u>5営業日以内に、指定金融機関等に払い込むことができる。</p> <p>(収納後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 県税及びこれに附帯する収入金の収納を委任された<u>広域振興局県税部若しくは県税部県税センター又は広域振興局経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>（第176条第1項において「<u>県税部等</u>」という。）の出納員は、第134条から第140条まで及び第155条の規定により指定金融機関から領収済通知書、領収証書又は振替収納済通知票の送付又は指定金融機関等から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的</p> |

きは、直ちに、収入の整理をし、領収済通知書及び振替収納済通知票又は領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該歳入徴収担当者に送付し、又は送信しなければならない。

(歳入の徴収又は収納の事務の委託)

第31条 [略]

2 受託者は、歳入金<sup>の</sup>の収納をしたときは、納入者に対し領収票又はこれに代わるものを交付し、その収納した日の属する月の翌月5日までに、払込票により指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 [略]

(広域振興局等の長である歳入徴収担当者等の備付帳簿)

第33条 次の各号に掲げる歳入徴収担当者は、当該各号に定める帳簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。

(1) 広域振興局又は地方振興局 (以下「広域振興局等」という。)の長である歳入徴収担当者 心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年岩手県規則第43号)第14条に規定する加入者台帳及び県営住宅(県営特定公共賃貸住宅)家賃等収入月計表(様式第34号)

(2)・(3) [略]

(違約金)

第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.6パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

(収入支出状況等の報告)

第176条 管理主幹等である出納員並びに東京事務所等及び税務部等の出納員は、次に掲げる事項を、出納局長が別に定めるところにより会計管理者に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(検査の対象)

第179条 出納局長並びに広域振興局総務部長及び地方振興局企画総務部長 (以下「出納局長等」という。)は、各課等、地方公所及び準地方公所並びに出納局長が別に定める機関(以下「検査対象機関」という。)における次に掲げる者が所掌する会計事務についての検査(以下「会計検査」という。)を行う。

(1)～(3) [略]

記録の送信を受けたときは、直ちに、収入の整理をし、領収済通知書及び振替収納済通知票又は領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該歳入徴収担当者に送付し、又は送信しなければならない。

(歳入の徴収又は収納の事務の委託)

第31条 [略]

2 受託者は、歳入金<sup>の</sup>の収納をしたときは、納入者に対し領収票又はこれに代わるものを交付し、その収納した日の属する月の翌月の指定金融機関等の5営業日までに、払込票により指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 [略]

(広域振興局長である歳入徴収担当者等の備付帳簿)

第33条 次の各号に掲げる歳入徴収担当者は、当該各号に定める帳簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。

(1) 広域振興局長である歳入徴収担当者 心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年岩手県規則第43号)第14条に規定する加入者台帳及び県営住宅(県営特定公共賃貸住宅)家賃等収入月計表(様式第34号)

(2)・(3) [略]

(違約金)

第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

(収入支出状況等の報告)

第176条 管理主幹等である出納員並びに東京事務所等及び県税部等の出納員は、次に掲げる事項を、出納局長が別に定めるところにより会計管理者に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(検査の対象)

第179条 出納局長並びに広域振興局経営企画部長(県南広域振興局にあっては、総務部長)及び経営企画部地域振興センター所長(以下「出納局長等」という。)は、各課等、地方公所及び準地方公所並びに出納局長が別に定める機関(以下「検査対象機関」という。)における次に掲げる者が所掌する会計事務についての検査(以下「会計検査」という。)を行う。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(会計検査員)

第180条 [略]

2 会計検査員は、出納局並びに広域振興局総務部及び地方振興局企画総務部の職員をもって充てる。

(処分のための所管換え)

第196条 物品管理者は、物品管理規則第13条第2項の規定により処分を要する物品について所管換えを行う場合は、物品所管換通知票を出納局長又は広域振興局等の長に送付しなければならない。

2 [略]

(不用の決定)

第197条 出納局長及び広域振興局等の長は、前条の規定により所管換えを受けたときは、不用の決定をするものとする。ただし、使用の見込みのある物品については、この限りでない。

2 [略]

3 物品管理者は、前条第1項の規定により所管換えをした物品について、出納局長又は広域振興局等の長が当該物品に係る処分を通知するまで、保管しなければならない。

(処分のための払出通知)

第200条 出納局長、広域振興局等の長及び物品管理者は、前2条の規定により処分のため物品を払い出そうとするときは、出納員に払出通知をしなければならない。

2 [略]

様式第34号 (第33条関係)

[略]

|       |     |
|-------|-----|
| 地方振興局 | [略] |
| [略]   |     |

備考1 [略]

2 [略]

3 [略]

[略]

様式第58号 (第61条―第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係)

[略]

(裏)

2 [略]

(会計検査員)

第180条 [略]

2 会計検査員は、出納局並びに広域振興局経営企画部 (県南広域振興局にあつては、総務部) 及び経営企画部地域振興センターの職員をもって充てる。

(処分のための所管換え)

第196条 物品管理者は、物品管理規則第13条第2項の規定により処分を要する物品について所管換えを行う場合は、物品所管換通知票を出納局長又は広域振興局長に送付しなければならない。

2 [略]

(不用の決定)

第197条 出納局長及び広域振興局長は、前条の規定により所管換えを受けたときは、不用の決定をするものとする。ただし、使用の見込みのある物品については、この限りでない。

2 [略]

3 物品管理者は、前条第1項の規定により所管換えをした物品について、出納局長又は広域振興局長が当該物品に係る処分を通知するまで、保管しなければならない。

(処分のための払出通知)

第200条 出納局長、広域振興局長及び物品管理者は、前2条の規定により処分のため物品を払い出そうとするときは、出納員に払出通知をしなければならない。

2 [略]

様式第34号 (第33条関係)

[略]

|           |     |
|-----------|-----|
| 広域振興局土木部等 | [略] |
| [略]       |     |

備考1 [略]

2 広域振興局土木部等欄には、広域振興局土木部にあつては「盛岡」、「県南」等と、土木部土木センターにあつては「県南花巻」、「沿岸宮古」等と記載してください。

3 [略]

4 [略]

[略]

様式第58号 (第61条―第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係)

[略]

(裏)

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 本人又は代理人の確認書類（<u>運転免許証、各種健康保険証、預金通帳等</u>）を御持参ください。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>[略]</p> | <p style="text-align: center;">[略]</p> | <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 本人又は代理人の確認書類（<u>運転免許証、各種健康保険証等</u>）を御持参ください。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>[略]</p> | <p style="text-align: center;">[略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。  |  |  |  |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の会計規則（以下「改正後の規則」という。）様式第34号は、平成22年度以後の債権に係る月計表について適用し、平成21年度までの債権に係る月計表については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第58号は、この規則の施行の日以後に交付する通知票等について適用し、同日前に交付した通知票等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の会計規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。